

受付期間
が延長され
ました！！

足利市中小企業融資制度

長期災害対策資金

東日本大震災、新型コロナウイルス感染症、リーマンショックなどの大規模な災害や経済危機が発生した時に利用できる資金です！

●受付期間：令和3年4月1日～**令和6年7月31日**

※期間内に融資実行完了が必要です。

融資対象者

市内に事業所（又は工場等）を有し、**同一事業を1年以上**行っており、
下記の**いずれか**に該当する中小企業者で市税に未納がない者

- (1) 「足利市緊急経営対策資金」の利用実績がある者
- (2) セーフティネット(SN)保証4号・5号、危機関連保証の認定書を有する者

※SN保証4号認定書を添付する場合は、使途が借換に限定されます(借換資金に追加融資資金を加えることは可)。

貸付限度額

運転資金・借換資金 **1,000万円**
※今回は設備資金の取扱はありません。

貸付期間・利率

5年以内 **1.0%以内**
7年以内 **1.2%以内**
10年以内 **1.4%以内**

※いずれも据置**2年以内**

返済方法

割賦元金均等返済

信用保証料

足利市**全額補助**

申込・相談

貸付には金融機関の審査があります。
借入を希望の方は市内の取扱金融機関に直接ご相談ください。

POINT

- ① 「緊急経営対策資金」をご利用の方は、認定の取得が不要です。
- ② 既借入の融資残額に対して同額で借入が可能です。

【お問合せ先】

足利市役所 産業観光部 商業にぎわい課 商業・労働福祉担当
〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館2階）
電話：0284-20-2159 FAX：0284-20-2155

